

岩倉市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費、岩倉市高齢者住宅改善費及び岩倉市身体障害者住宅改善費受領委任払い取扱事業者登録要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費、法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費、岩倉市高齢者住宅改善費助成事業実施要綱（平成16年4月1日施行）及び岩倉市身体障がい者住宅改善費助成事業実施要綱（平成16年4月1日施行）に基づく給付（以下「住宅改修費等」という。）に関する代理受領を行う事業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の届出）

第2条 この要綱に基づく登録を受けようとする者は、岩倉市住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書（様式第1）及び岩倉市住宅改修費等受領委任払いに係る取扱誓約書（様式第2）を市長に届け出なければならない。

（事業者の登録）

第3条 市長は、前条の届出があったときは、その内容を確認し、適当であると認めるときは、住宅改修施工事業者（以下「事業者」という。）として登録を行う。

2 前項の規定により事業者として登録を行ったときは、岩倉市住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録通知書（様式第3）により当該事業者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第4条 事業者は、第2条の届出事項に変更があったときは、速やかに岩倉市住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書（様式第4）により市長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、速やかに岩倉市住宅改修費等受領委任払い取扱事業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第5）により市長に届け出なければならない。

（登録の取消）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者に係る第3条の登録を取り消すことができる。

- (1)住宅改修費等の請求に関し不正があったとき。
- (2)事業者が、不正の手段により第3条に規定する登録を受けたとき。
- (3)その他、市長が登録の取消しが必要であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、岩倉市住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知書（様式第6）により当該取消しを受けた事業者に対して通知するものとする。

（住宅改修費等の代理受領）

第6条 事業者が、法第45条第1項及び法第57条第1項に規定する手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修、岩倉市高齢者住宅改善費助成事業実施要綱第3条に規定する住宅改善又は岩倉市身体障がい者住宅改善費助成事業

実施要綱第3条に規定する住宅改善（以下「住宅改修等」という。）を施工したときは、代理受領により住宅改修費等を受領することができる。

（事業者の義務）

第7条 事業者は、住宅改修等を利用する者（以下「利用者」という。）の心身の状況等に応じて適切な住宅改修等を施工するとともに、常に利用者の立場に立って施工するよう努めなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

岩倉市住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書

年 月 日

岩倉市長 殿

(申請者) 所在地

事業者名称

代表者氏名

岩倉市住宅改修費等受領委任払い取扱事業者として登録を受けたいので、岩倉市住宅改修費等受領委任払いに係る取扱誓約書を添えて届け出ます。

フリガナ			
事業所の名称			
フリガナ			
代表者氏名			
事業所の所在地			
連絡先	電話番号		
	FAX 番号		

受領委任に係る登録口座

金融機関名	支店名	種 目	口 座 番 号						
金融機関コード	店舗コード								
フリガナ									
口座名義人									

様式第2（第2条関係）

岩倉市住宅改修費等受領委任払いに係る取扱誓約書

年 月 日

岩倉市長 殿

（申請者）所在地

事業者名称

代表者氏名

岩倉市住宅改修費等受領委任払いに関して、事業者の登録の届出を行うにあたり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項及び法第57条第1項に規定する手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修、岩倉市高齢者住宅改善費助成事業実施要綱（平成16年4月1日施行）第3条に規定する住宅改善又は岩倉市身体障がい者住宅改善費助成事業実施要綱（平成16年4月1日施行）第3条に規定する住宅改善（以下「住宅改修等」という。）の提供に関しては、関係法令、通達及び岩倉市の要綱等を遵守すること。
- 2 住宅改修等を利用する者（以下「利用者」という。）が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況やその環境を踏まえ、適切な住宅改修等を行うよう努めるとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立った施工に努めること。
- 3 住宅改修等を行うにあたっては、岩倉市、岩倉市地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所等（以下「関係機関等」という。）との連携に努めること。

（受給資格の確認等）

- 4 利用者から受領委任払いの申し出があった場合には、次に掲げることを確認すること。
  - （1）介護保険被保険者証によって、被保険者の資格、要介護等認定の有無及び有効期限、給付制限を受けていないこと。
  - （2）岩倉市高齢者住宅改善費助成事業実施要綱第2条に規定する対象者であること。
  - （3）岩倉市身体障害者住宅改善費助成事業実施要綱第2条に規定する対象者であること。

（見積書等の発行）

- 5 住宅改修等を受領委任払いにて取り扱う場合、その施工に係る全ての費用の見積書を作成し、利用者に発行すること。

（見積書の内容変更）

- 6 当該住宅改修等に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の見積書を作成し、利用者に発行するとともに、関係機関等に連絡すること。

(住宅改修等の施工)

7 利用者より当該見積書による施工の依頼があった場合、当該住宅改修等の施工に関して十分な説明を行い、速やかに見積書に記載された内容の住宅改修等を行うこと。

(自己負担の受領)

8 住宅改修費等については、自己負担額の支払を利用者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、当該自己負担額の支払を受けたときは、利用者へ領収証を発行すること。

(苦情処理等)

9 利用者からの苦情又は相談があった場合、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、利用者の立場を考慮し、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。この場合において、当該事業者において処理し得ない内容については、関係機関等との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。

(指導・調査等)

10 市長が必要であると認めた住宅改修の支給に関して指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

11 関係法令、通達、本市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等については市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(賠償責任)

12 住宅改修等の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償すること。

(秘密保護)

13 事業所の従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

14 登録届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに登録事項変更届出書を市長に届けること。

様式第3（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録通知書

岩倉市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費、岩倉市高齢者住宅改善費及び岩倉市身体障がい者住宅改善費受領委任払い取扱事業者登録要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり登録をしたので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 代表者氏名
- 3 事業所の所在地
- 4 岩倉市受領委任払い取扱事業者番号
- 5 登録年月日

様式第4（第4条関係）

岩倉市住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書

年 月 日

岩倉市長 殿

(申請者) 所在地  
 事業者名称  
 代表者氏名

次のとおり、登録を受けた内容を変更したので届け出ます。

岩倉市受領委任払い取扱事業者番号	
事業所の名称	
変更年月日	年 月 日

変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容
フリガナ		
事業所の名称		
フリガナ		
代表者氏名		
事業所の所在地		
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	

受領委任に係る登録口座の変更

金融機関名	支店名	種 目	口 座 番 号			
金融機関コード	店舗コード					
フリガナ						
口座名義人						

様式第5（第4条関係）

岩倉市住宅改修費等受領委任払い取扱事業者事業廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

岩倉市長 殿

（申請者）所在地  
事業者名称  
代表者氏名

次のとおり、事業の廃止（休止・再開）をいたしましたので届け出ます。

岩倉市受領委任払い取扱事業者番号									
事業所の名称									

届出区分	廃止 ・ 休止 ・ 再開
廃（休）止・再開日	年 月 日 （～ 年 月 日）
廃（休）止理由	
施工中の住宅改修に対する措置 （廃（休）止の場合）	



様式第6（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録取消通知書

岩倉市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費、岩倉市高齢者住宅改善費及び岩倉市身体障がい者住宅改善費受領委任払い取扱事業者登録要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり登録を取り消したので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 代表者氏名
- 3 事業所の所在地
- 4 岩倉市受領委任払い取扱事業者番号
- 5 登録年月日
- 6 登録取消年月日
- 7 登録取消理由